

### 3-5. 医療機器保守点検計画の策定状況

医療機器安全管理責任者の責務として、医療機器の保守点検計画の策定と適切な実施がありますが、保守点検計画の策定状況の結果は、策定している 72.6%、策定していない 14.1%、不明 10.1%、無回答 3.2%と約 7 割の策定にとどまっています。

管理対象の医療機器は、薬事法に規定された全ての医療機器と広範囲であり、管理や点検計画の策定には時間を要すると考えられますが、国民の安全を確保するために必要な法律と位置付け、医療機器安全管理責任者と保守点検計画の策定・実施が全ての医療機関で一刻も早く整うことを期待します。(12 ページの「医療機器保守点検計画の策定状況」をご参照下さい)

画像医療システムの導入状況と安全確保状況に関する調査を継続実施してきましたが、改正医療法の施行があった前回以降の調査結果においても、医療現場の安全確保状況は満足できる状態にはなっていません。JIRA は今後も関係団体と協力して保守点検実施による医療機器の安全確保の啓発活動を積極的に行うとともに、厚生労働省に対して保守点検計画の策定・実施の報告義務等の法的指導の必要性を訴えていきたいと考えています。

終わりに、本調査のアンケートにご協力いただきました全国の医療機関の方々ならびに、調査の実務にご協力いただいたバルク社に心から謝意を表します。